

普通倉庫保管料

苫小牧埠頭株式会社

(1) 基本料率

(地区: 北海道)

(1トンにつき、単位: 円)

大区分	中区分	保管料(トンあたり)
穀 飼 類	米 国内産米	110~230
	米 輸入米	110~230
	麦・粉類・雑穀類・豆類	100~250
	粕類・その他の穀飼類	100~250
農林水産品	たばこ	100~350
	農産物	50~450
	水産品	100~300
	木材A(M3あたり)	50~100
	木材B(M3あたり 1か月あたり)	150~300
塩・砂糖類	塩	70~350
	砂糖	70~350
食料工業品		100~450
繊維製品		100~450
繊維原料	生糸・毛類	100~450
	その他の繊維原料	100~450
紙・パルプ類		100~450
金属・機械類	貴金属地金	100~450
	鉄材・鉄製品	100~450
	地金・自動車・車両 金物製品(洋食器・空缶類)	<u>100~450</u>
	機器・器具・部品 (家庭用電気・ガス・石油器具のみ)	
	その他の金属・機械類	100~450
肥料類		100~450
化学工業品	薬品類(医薬品のみ) 染料・塗料 油脂・ろう類	<u>100~450</u>
	化学製品(化粧品・合成樹脂素材のみ)	
	その他の化学工業品	100~450
窯業品	セメント	100~450
	板ガラス	100~450
ゴム類		100~450
皮革類		100~450
鉱產品		100~450
雜品		50~450

(2)適用規定

- ① 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までをそれぞれ1期として計算する。
- ② 一般保管料は寄託物の重量による。
寄託物の重量は、風袋無純貨物重量とする。少量の場合にはその重量に対してのトン単価とする。
バラ貨物及びパレット・カートンについてはこの限りでない。

(3)割増料率

寄託者の要求により、特に長期の保管を行う場合、または汚損性貨物・避難貨物など特殊な貨物の保管を行う場合や燻蒸等の特別作業が発生する場合には基本料率のほかに寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

(4)その他の料金

- ①寄託者の要求により、貨物検品・検査立会・機械による温湿度調整(加／除湿作業)、その他貨物の保管に特別の手数、設備、または作業を要した場合は、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- ②倉庫証券発券手数料金は証券1枚につき1,800円、券面記載内容変更手数料は証券1枚につき500円とします。

(5)消費税の加算

- ①上記(1)から(4)までによって計算した料金の総額に消費税(地方消費税を含む)に相当する金額を別途加算のうえ申し受けます。
- ②但し、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。
- ③加算に当たっては、50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。

以上

普通倉庫荷役料

苫小牧埠頭株式会社

(1) 基本料率

① 庫入又は庫出料金 (地区:北海道) (1トンにつき、単位:円)

大区分	中区分	料金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	200~590
	コンテナ空	200~500
	パレタイズ貨物	200~890
	その他の	100~640
包装品	袋物	200~690
	ベル物	100~690
	たる物	250~690
	雑貨・機械類・モーターサイクル	200~690
	農水産物・製茶・コルク	200~690
	その他の	200~790
有姿貨物	非鉄金属	200~850
	タイヤ・巻取紙・木材	100~860
	・鋼材・石材	100~650(M3)
ばら貨物		100~790
その他の	家庭用電気・ガス石油器具	250~690
	その他の	100~890

② 庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金(20FTコンテナ1本につき)

I コンテナにつき 12,000~50,000円

(2) 適用規定

- ① この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取卸されてから、荷捌場にて引渡されるまでの作業に適用するものとする。
- ② コンテナから直接貨物取出し、入庫迄の作業発生の場合、特殊料金で行うものとする。
- ③ 普通荷役料率は、重量による算出額とするが、木材のみ体積(M3)で算出するものもあることとする。
- ④ 寄託者の要求により検品・改装・見本摘出。特殊仕訳・マーク刷その他の作業をした場合の費用は寄託者の負担とする。
- ⑤ その他、上記にない事項につきましては、寄託者と打合せの上、料金を設定することとします。

(3) 消費税の加算

- ① 上記(1)から(4)までによって計算した料金の総額に消費税(地方消費税を含む)に相当する金額を別途加算のうえ申し受けます。
- ② 但し、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。
- ③ 加算に当たっては、50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算します。